

大和市告示第65号

大和市一般不妊治療費助成事業実施要綱及び大和市特定不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

大和市長 大 木 哲

大和市一般不妊治療費助成事業実施要綱及び大和市特定不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

(大和市一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部改正)

第1条 大和市一般不妊治療費助成事業実施要綱(平成22年大和市告示第155号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第6条」を「第6条第1項」に改め、「申請」の次に「(以下「申請」という。)」を加え、同条第3号中「第6条の規定による」を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「一般不妊治療」の次に「(ただし、一般不妊治療を開始した日(以下「治療開始日」という。))が令和4年3月31日以前の日であるものに限る。)」を加え、同条第2項中「は、次に掲げるとおり」を「(以下「対象期間」という。))は、治療開始日の属する月から起算して12か月間」に改め、同項各号を削る。

第5条第1項中「、前条第2項各号に掲げる期間ごとに」を削り、「相当する額」の次に「とし、支給は当該対象期間につき1回限り」を加える。

第6条第1項中「、第4条第2項各号に掲げる期間ごとに」を削り、同項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削り、同条第2項中「申請者は、第4条第2項各号に掲げる各期間」を「申請の期間は、対象期間」に、「各期間内」を「対象期間内」に改め、「治療日」の次に「後から当該日」を加え、「以内に申請しなければならない(当該申請は、当該各期間につき1回に限るものとする。)」を「を経過する月の末日までとする」に改める。

第7条第1項中「申請者から前条の規定による」を削る。

附則第2項を次のように改める。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに申請がされた助成金については、なお従前の例による。

(大和市特定不妊治療費助成事業実施要綱の一部改正)

第2条 大和市特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成24年大和市告示第203号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第6条」を「第6条第1項」に改め、「申請」の次に「（以下「申請」という。）」を加える。

第6条第2項中「前項の申請」を「申請の期限」に、「より起算して6月以内に申請しなければならない」を「から起算して6月を経過する月の末日までとする」に改める。

第7条第1項中「申請者から前条の規定による」を削る。附則第2項を次のように改める。

（失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに申請がされた助成金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（大和市一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条（大和市一般不妊治療費助成事業実施要綱第6条第1項第3号の改正規定を除く。）の規定による改正後の大和市一般不妊治療費助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、新要綱第4条第2項に規定する対象期間の末日又は当該対象期間内に治療が終了した場合における最後の治療日が施行日以後の日である一般不妊治療（新要綱第2条第1号に掲げる一般不妊治療をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の大和市一般不妊治療費助成事業実施要綱第4条第2項第1号に定める期間の末日又は当該期間内に治療が終了した場合における最後の治療日が到来した一般不妊治療については、なお従前の例による。